

第6章

計画の推進体制と進捗管理



1 6-1 推進体制

2 望ましい将来像の実現に向けて、本計画に基づく各種施策や行動を市・事業者・市民等  
3 がそれぞれの役割分担と責務のもと、相互に協力しながら推進する必要があります。その  
4 ため、図6-1.1 に示すような推進体制を整備し、計画の進捗管理を行います。

6 (1) うるま市環境審議会

7 うるま市環境審議会（以下、「環境審議会」といいます。）は、環境基本計画に関する事  
8 項やその他環境の保全及び創造に関する重要な事項を審議するためにうるま市環境基本  
9 条例第 25 条に定められている機関です。この審議会において、環境に関する市長から  
10 の諮問に依りて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、本計画の策定や施策・  
11 計画の見直しについて審議します。

13 (2) 環境基本計画策定検討委員会・作業部会

14 環境基本計画策定検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）は、副市長、市の部  
15 長等によって構成され、環境基本計画の策定や見直し・改善や進捗状況などを環境審議  
16 会に報告する組織となります。

17 作業部会は、市の課長、係長等によって構成される市の全庁横断的な組織で、各課の  
18 施策を調整・推進します。

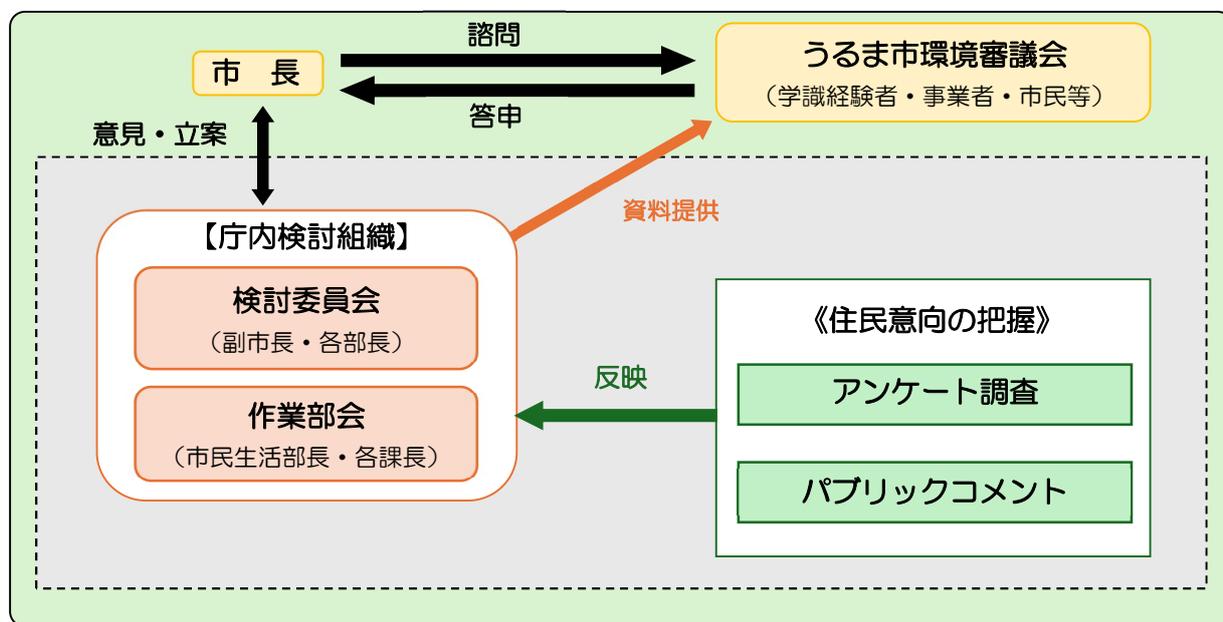


図6-1.1 本計画の推進体制

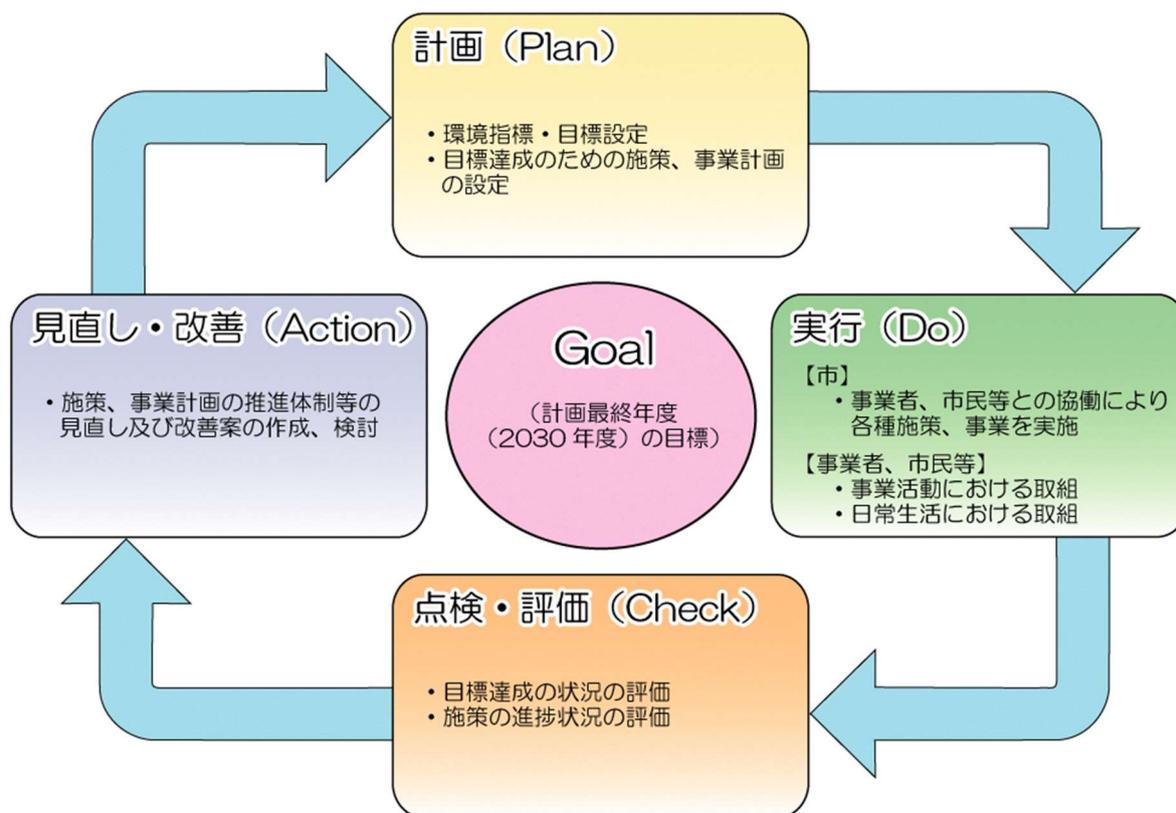
1 6-2 進捗管理

2 (1) 進捗管理の考え方

3 本計画の進捗管理は、前項の6-1で示した推進体制を用いて、市・事業者・市民等の各  
4 主体が連携・協働し、GPDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ることで行います。

5 GPDCAサイクルとは、「①Plan（計画）」→「②Do（実行）」→「③Check（点検・評  
6 価）」→「④Action（見直し・改善）」の4つのステップに加え、「⑤Goal（計画最終年度  
7 （2030年度）の目標）」を設定し、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行  
8 う進捗管理の仕組みです。

9



10 図 6-2.1 進捗管理のフロー（GPDCA サイクル）

11

12

1 (2) 各主体に求められる役割

2 1) 事業者・市民等

計画 (Plan)	事業者・市民等は、本計画に関心を持ち、計画策定のためのアンケートやパブリックコメントなどをおして計画づくりに参加します。
実行 (Do)	本計画で示している事業者・市民等の取り組みを参考にしながら、環境に配慮した活動に努めます。
点検・評価 (Check)	市のウェブサイトなどに目を通し、必要に応じて意見を述べます。
見直し・改善 (Action)	環境に配慮した活動の中で見直しや改善できることを検討します。

3

4 2) 市

計画 (Plan)	事業者・市民等の意見を十分に反映した計画を策定します。 計画を見直した際は、その結果に基づき、次年度以降の取り組みを検討します。
実行 (Do)	市の推進する取り組みとして示したものについて積極的に実践します。 重点的な取り組みとしているものは、優先的に推進します。
点検・評価 (Check)	事務局及び検討委員会は、関係各課における施策の進捗状況を取りまとめ、うるま市環境審議会に報告します。
見直し・改善 (Action)	うるま市環境審議会の意見などを受け、必要に応じて本計画の見直しを行います。
計画最終年度の目標 (Goal)	将来像「住むひと、訪れるひと、すべてに“感動”をあたえる美しいまち うるま」の実現。

5

6 3) うるま市環境審議会

計画 (Plan)	うるま市環境基本条例第25条2に基づき、審議会は市長の諮問に応じ、本計画に関することについて調査審議します。
実行 (Do)	各主体の取り組みを推進するための提案や助言を行います。
点検・評価 (Check)	計画の進捗状況について確認し、意見を述べます。
見直し・改善 (Action)	進捗状況の結果及び評価に基づいて、計画の見直し・改善の必要性などを検討します。

7

